明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センター

視聴覚機材・ＡＶシステム保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、一般財団法人明石コミュニティ創造協会（以下「委託者」という。）が委託する明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センター（以下「センター」という。）視聴覚機材・ＡＶシステム保守点検業務の仕様を定めるもので、受託者はこの仕様に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

１　受託者は、センターに設置する視聴覚機材・ＡＶシステムの機能を維持し、常に安全かつ良好な状態に保たれるよう保守点検を行うものとする。

２　業務場所 明石市東仲ノ町６番１号

明石市生涯学習センター

あかし男女共同参画センター

３　履行期間及び業務引継ぎ

(1)　履行期間を令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

(2)　委託業務が支障なく継続できるよう、契約期間開始前においては前年度受託業者と、契約期間満了前においては次年度受託予定業者と調整協議の上、十分な引継ぎを行うこととする。なお、引継ぎ時に費用等が発生した場合は、受託者がこれを負担するものとする。

４　保守点検対象は、次のとおりとする。

　明石市生涯学習センター

(1)　学習室704　ＡＶシステム

(2) 学習室801　ＡＶシステム

(3) 学習室803　ＡＶシステム

(4) ホール　　ＡＶシステム

(5) リハーサルスタジオ　ＡＶシステム

(6) 編集システム

(7) ディスプレイシステム

(8) 視聴覚機材の点検

あかし男女共同参画センター

(1)　学習室703　ＡＶシステム

(2)　ラウンジ　ＡＶシステム

(3)　視聴覚機材の点検

５　保守管理業務内容は、以下のとおりとする。

(1)　定期保守点検（別紙のとおり）

(2) 緊急保守作業

６　定期保守点検の回数は、履行期間中１回とする。定期保守点検を実施するときは、事前にセンター職員と連絡協議し定期保守点検日を決定するものとする。

また、定期保守点検業務に伴う工具及び消耗品は、受託者の負担とする。

７　受託者は、契約締結後10日以内に、緊急連絡先一覧表を委託者に提出し、承認を受けるものとする。

８　受託者は、委託者から視聴覚機材・ＡＶシステムが故障等による連絡を受けたときは、速やかに担当者を派遣し、不具合箇所の復旧を的確に実施するものとする。但し、障害が発生し、緊急を要する場合の保守については、24時間受付体制にて対処するものとする。

　　なお、障害の対応に際して、部品（消耗品）等の交換が発生した場合、その費用は委託料に含めるが、大規模な修理及び部品交換の必要がある場合は、委託者、受託者双方による協議の上決定するものとする。

９　保守点検にあたっては、次のことに注意して行うものとする。

(1)　センター業務運営に支障を及ぼさないこと。又、業務に支障を及ぼす恐れがあるときは事前に連絡すること。

(2)　点検中は安全に気をつけ、服装、用具等を整え、事故等に注意すること。

(3)　点検終了後は正常作動を確認すること。

10　受託者は、視聴覚機材・ＡＶシステムの運用に関し、委託者からの要請があった場合、技術の提供援助、指導等を行わなければならない。

11　保守点検業務従事者は、当該設備の構造を熟知し、関係資格を取得し、かつ経験豊富な技術者でなければならない。

12　受託者は、保守点検を実施したとき、及び故障、修理等の作業を行ったときは、報告書を委託者に提出し承認を受けるものとする。

13　受託者は、点検中に事故等の異常が発見されたとき、及び修理が必要と認めるときは、ただちに委託者に報告するものとする。

14　その他本業務遂行上、重大な支障があるとき、又はそのおそれがあるときは、委託者は受託者に緊急呼び出し等の指示をするものとする。

15　業務履行中に第三者に損害を与えた時は、その損害の責を負うこと。

16　次の各号の定めを厳守するものとする。

(1)　受託者は、委託者の許可なくセンター施設の土地・建物及び備品等を使用しないこと。

(2)　受託者は、委託者の許可なく委託者の所管する一切のものをセンター施設外に持ち出さないこと。

(3)　受託者は、委託者の許可なく作業に必要としないもの一切をセンター施設内に持ち込まないこと。

(4)　前各号に明示されない事項であっても、委託者が指示する事項は厳守すること。

17　その他、この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方による協議の上決定するものとする。ただし、軽微な事項については委託者の指示に従うものとする。